

亀岡市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷 加都子

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和3年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和2年度

3 監査の対象

- (1) かめおか霧の芸術祭実行委員会及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 文化国際課及び生涯スポーツ課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和2年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。

監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

| 団体名 | 監査期間 | ヒアリング実施日 |
|---------------------|--------------|------------|
| かめおか霧の芸術祭 実行委員会 | 令和3年10月 1日から | 令和3年11月18日 |
| 公益財団法人亀岡市 スポーツ協会 | 令和3年12月20日まで | 令和3年11月19日 |

第2 監査の結果

1 かめおか霧の芸術祭実行委員会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

かめおか霧の芸術祭実行委員会（以下、「霧の芸術祭実行委員会」という。）は、亀岡を包む「霧」を象徴としてとらえ、その景観美や地域と生きる人の営み、そこから生み出されるものなど亀岡の多様な魅力を文化芸術を通じてとらえ直し、市内外に発信するとともに、新たな文化資源・観光資源の創出や地域活性化を図ることを目的としている。

この目的を達成するために、農家や船頭、蕎麦職人など、“生命を輝かせる技術や智慧をもつ人”も芸術家であるという考えのもと、「とかいなか」としての亀岡の魅力を活かし芸術系の学生や地域の住民、地元の芸術家など様々な人々とともに作り上げる持続可能な芸術祭となるよう事業展開を行っている。

イ 組織（令和3年3月31日現在）

| | | |
|---------|-----------|------|
| (ア) 役員等 | 委員長 | 1人 |
| | 副委員長 | 1人 |
| | 委員 | 17人 |
| | 監事 | 1人 |
| | 顧問 | 1人 |
| | 総合プロデューサー | 1人 |
| | (イ) 事務局 | 事務局長 |
| 事務局次長 | | 1人 |
| 事務局職員 | | 3人 |

(2) 補助金の概要

令和2年度に亀岡市から霧の芸術祭実行委員会へ交付された補助金総額は21,000,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

| 補助金名称 | 補助金額 | 補助内容 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 文化芸術事業補助金 | 15,000,000 | 文化芸術プロジェクト |
| 文化芸術事業補助金 | 1,000,000 | KIRI CAFE 関連プロジェクト |
| 計 | 16,000,000 | |

(3) 監査の結果

ア 霧の芸術祭実行委員会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 霧の芸術祭実行委員会は、総合プロデューサーが選任したスタッフによるプロジェクトチームで事業を運営している。その事業スタッフに対する報酬等の支払いについて、金額の決定に係る決裁文書は作成されていたものの、費用算出に係る明確な根拠が確認できなかった。

市の補助金等を財源として支出する上では、金額の妥当性を担保することは重要である。

算出根拠を明確にして、より慎重な予算執行に努められたい。

(イ) 補助金を活用し、KIRIマルシェに合わせて開催されたKIRI CAFEでのワークショップについて、参加者から受領した料金は霧の芸術祭実行委員会15%、講師85%の割合で分けられていたが、基準となる割合の根拠が明確でなく、決算書においては、霧の芸術祭実行委員会分のみが計上され、講師分は計上されていないかった。

a 基準となる割合の根拠を明確にした上で、覚書等の書面で残されたい。

b 決算書上では、参加料の総額を収入、講師受取分は支出として計上し、事業全体の収支が表示されるように改められたい。

イ 生涯学習部文化国際課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 補助金（文化芸術プロジェクト事業分）の交付について、5月に全額前金払としていたが、霧の芸術祭実行委員会側の支払いの多くは年度末に集中していた。

資金需要の把握に努め、今後は、分割で交付する方法も検討されたい。

(イ) 霧の芸術祭実行委員会の事業スタッフに対する報酬等の支払いについて、金額の決定に係る決裁文書は作成されていたものの、費用算出に係る明確な根拠が確認できなかった。

市として、市民への説明責任を果たせるように、算出根拠を明確にするよう指導されたい。

(ウ) K I R I マルシェに合わせて開催されたK I R I C A F Eでのワークショップについて、参加者から受領した料金は霧の芸術祭実行委員会15%、講師85%の割合で分けられていたが、基準となる割合の根拠が明確でなく、決算書においては、霧の芸術祭実行委員会分のみが計上され、講師分は計上されていなかった。

a 基準となる割合の根拠を明確にした上で、覚書等の書面で残すよう指導されたい。

b 決算書上では、参加料の総額を収入、講師受取分は支出として計上し、事業全体の収支が表示されるよう指導されたい。

2 公益財団法人亀岡市スポーツ協会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること
- (イ) スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導
- (ウ) 亀岡市内の少年スポーツの育成
- (エ) スポーツ施設の管理運営事業
- (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和3年3月31日現在）

| | | |
|---------|-----------------------|-----|
| (ア) 役員等 | 理事 | 22人 |
| | （うち会長1人、副会長4人、専務理事1人） | |
| | 監事 | 2人 |
| | 評議員 | 23人 |
| (イ) 事務局 | 事務局長 | 1人 |
| | 事務職員 | 3人 |
| | 嘱託職員 | 2人 |

(2) 補助金の概要

令和2年度に亀岡市からスポーツ協会へ交付された補助金総額は33,099,346円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

| 補助金名称 | 補助金額 | 補助内容 |
|------------------------|------------|-----------------------------|
| 公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金 | 29,000,435 | スポーツ協会の運営に係る人件費に対する補助 |
| 公益財団法人亀岡市スポーツ協会運営活動補助金 | 3,031,400 | スポーツ協会等の事業運営・活動に要する経費に対する補助 |
| 計 | 32,031,835 | |

(3) 監査の結果

ア スポーツ協会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務について、時間外勤務命令簿を確認したところ、事務局長の命令によって時間外勤務が行われていた。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則には、会長は、必要があると認めるときは、勤務時間を延長し、又は休日においても職員を勤務させることができると定められている。また、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める事務局長の専決事項には、職員の時間外勤務に関することは含まれていなかった。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 時間外勤務手当の支給について、時間単価の計算に誤りがあった。適正な事務処理をされたい。

(ウ) 嘱託職員の報酬及び諸手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員の就業等に関する規程及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。また、規程等の内容に不備が認められたため、適正な支給と判断することができないものがあった。

規程等を見直し、適正な事務処理をされたい。

(エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体から提出された交付申請書を確認したところ、補助金の充当先が不明確なものや鉛筆書きで提出されているものが見受けられた。

提出された書類のチェックを確実にし、適正な事務処理をされたい。

イ 生涯学習部生涯スポーツ課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

(イ) 時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

適正な事務処理を行うよう指導されたい。また、提出された実績報告書等を確認する際には、関係書類についても十分に精査されたい。

(ウ) 嘱託職員の報酬及び諸手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員の就業等に関する規程及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。また、規程等の内容に不備が認められたため、適正な支給と判断することができないものがあった。

適正な事務処理を行うよう指導するとともに、規程等の見直しを行うよう改善指示されたい。

(エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体から提出された交付申請書を確認したところ、補助金の充当先が不明確なものや鉛筆書きで提出されているものが見受けられた。

補助金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導されたい。